

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」

3 次募集申請手続きについて

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」について、希望者は下記のとおり申請してください。なお本緊急給付金は、家庭から自立した学生等において、新型コロナウイルス感染症拡大による影響でアルバイト収入が大幅に減少し、修学の継続が困難になっている方を対象とする制度です。

記

1 支給対象者	学部，大学院に所属する学生（留学生・研究生を含む）で，「申請の手引き」P 4・5 支給対象者の要件（基準）にすべて当てはまる者
2 給付額等	① 給付額 10 万円 ② 給付方法 日本学生支援機構から届出振込口座へ振込 ※給付決定の可否については，口座への振込を確認してください。
3 申請方法	申請の手引き を参照してください。
4 提出書類	以下①～③を提出してください。なお，指定様式以外の提出書類は原本ではなくコピーを提出してください。記入すべき内容が未記入や提出書類が未提出の場合は申請しかねますので，ご注意ください。提出書類は黒のボールペン（消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペン不可）で丁寧に記入してください。ただし，申請内容に虚偽があった場合は返還となる場合がありますので虚偽の申告はしないでください。 ① <u>学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書（様式1）【全員】</u> ② <u>学生等の学びを継続するための緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書（様式2）【全員】</u> ③ 自宅外を証明する書類（賃貸契約書，住民票等） <u>【対象者のみ】</u> （賃貸借契約書は現在も契約期間が確認できるもの） * 必要書類はすべて揃え不備なく提出してください（チェック漏れ等注意）。

5 提出方法	<p>郵送または学生課窓口にて提出してください。 LINE 等を利用した申込システムは使用いたしません。 郵送時は封筒に「学生支援緊急給付金 申請書類 在中」と必ず記載してください。 帰国中の留学生で申請を希望される場合は、以下の URL にお問い合わせください。 (https://forms.gle/roTJRbXEA8G1p6NLA)</p>
6 提出先	<p>〒275-8575 千葉県習志野市泉町 1-2-1 日本大学生産工学部学生課 「学生等の学びを継続するための緊急給付金」担当 宛</p>
7 提出期限	<p>令和 4 年 3 月 1 5 日（火） 1 6 時必着 （土・日は入構不可） * 提出期限以降の書類受付はできません。</p>
8 備 考	<p>郵送前に提出書類が全て揃っているか、記入間違いや漏れがないか確認の上、発送してください。 提出書類一式は自分用控えとして必ず全部コピーしてください。 後日、確認のため学生課から学生本人に電話やメールにて連絡する場合があります。連絡がとれずに書類不備が解消しない場合、申請取消となります。</p>
9 お問い合わせ先	<p>お問い合わせはフォームにてお願いいたします。また、お問い合わせ殺到し、返信に大幅に遅れることが想定されますのであらかじめご了承ください。 以下の URL からお問い合わせください。 (https://forms.gle/roTJRbXEA8G1p6NLA) なお、フォームへは日本大学のメールアドレスでしかお問い合わせできません。 「学生等の学びを継続するための緊急給付金」に関する電話での受付はいたしませんのでご注意ください。 「学生等の学びを継続するための緊急給付金」に関する手続き（メールの問い合わせ含む）は学生本人が行ってください。</p>